

○ 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1686 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
I. [略]	I. [略]
II. 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項	II. 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項
第 3 工種区分	第 3 工種区分
2 種類以上の複合工事における設計変更で工種が変更になる場合の取扱いはどうするのか。	2 種類以上の複合工事における設計変更で工種が変更になる場合の取扱いはどうするのか。
[略]	[略]
その他土木工事（1）を適用できる橋梁工事とは。	その他土木工事（1）を適用できる橋梁工事とは。
[略]	[略]
法面工を単独で発注する場合の工種区分の適用は。	法面工を単独で発注する場合の工種区分の適用は。
[略]	[略]
ダム等の補修とはどのような工事内容か示されたい。	ダム等の補修とはどのような工事内容か示されたい。
[略]	[略]
新技術等における管更生工法（巻き込み鋼管による P I P 工法、インシチュフォーム工法、ダンビー工法、パイプインパイプ工法、S P R 工法）の適用工種如何に。	新技術等における管更生工法（巻き込み鋼管による P I P 工法、インシチュフォーム工法、ダンビー工法、パイプインパイプ工法、S P R 工法）の適用工種如何に。
[略]	[略]
コンクリート補修工事の工種区分で適用できる具体的な工法名を示されたい。	コンクリート補修工事の工種区分で適用できる具体的な工法名を示されたい。
[略]	[略]
<u>橋梁（上部・下部）の補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事の場合の工種区分の適用は。</u>	[新設]
<u>国土交通省土木工事積算基準の工種区分に示す「橋梁保全工事」を準用されたい。</u>	
土木工事に施設機械工事を含めて発注する場合について示されたい。	土木工事に施設機械工事を含めて発注する場合について示されたい。
[略]	[略]
第 4 直接工事費の積算	第 4 直接工事費の積算

2. 労務費

夜間工事の労務単価の算定について示されたい。

[略]

休日作業時の労務単価の算定について示されたい。

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。
 なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、若しくは4週間のうちに4日以上の日とする。

III. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項

第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法

3. 積み上げ計算による算定

運搬費の積み上げ計算方法を示されたい。

1. [略]

(注) 建設機械運搬方法等は、次表による。

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50	分解組立の必要はない
<u>スタビライザ</u> (路床改良用)	幅 2.0m、深さ 0.6m	<u>トレーラ</u>	<u>23.00</u>	
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m、深さ 1.2m	トレーラ	24.70	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	トレーラ	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	トレーラ	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _w ・Ⅲ _w ・Ⅳ _w 型用	トレーラ	37.90	
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	
<u>バックホウ</u> (超ロングアーム型)	<u>山積 0.4m³ / 平積 0.3m³</u>	<u>トレーラ</u>	<u>22.00</u>	

(1) 基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」（平成11年3月26日に公示された「一般貨物運送事業の貸切り運賃」）によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとする。

(2) [略]

(3) 運賃割増率

運賃割増率（C1～C4）は次表を標準とする。

割 増 項 目	適 用 範 囲	割 増 率
特大品割増C1	<u>建設機械類</u> 使用車両の積載 t 数 15t 未満	6 割

2. 労務費

夜間工事の労務単価の算定について示されたい。

[略]

[新設]

III. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項

第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法

3. 積み上げ計算による算定

運搬費の積み上げ計算方法を示されたい。

1. [略]

(注) 建設機械運搬方法等は、次表による。

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	29.00	分解組立の必要はない
<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m、深さ 1.2m	トレーラ	23.50	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	トレーラ	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	トレーラ	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _w ・Ⅲ _w ・Ⅳ _w 型用	トレーラ	37.90	
<u>コンクリート吹付機</u> (<u>湿式吹付・吹付ホット一体・</u> <u>エアコンプレッサ搭載</u>)	<u>吹付範囲半径7m級・吐</u> <u>出量8～22m³級</u>	<u>トレーラ</u>	<u>22.00</u>	
<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	

(1) 基本運賃料金

各運輸局の認可した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」（平成11年3月26日に公示された「一般貨物運送事業の貸切り運賃」）によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとする。

(2) [略]

(3) 運賃割増率

運賃割増率（C1～C4）は次表を標準とする。

割 増 項 目	適 用 範 囲	割 増 率
特大品割増C1	<u>[新設]</u> 使用車両の積載 <u>算標記</u> t 数 15t 未満	6 割

		15t 以上	7 割
悪路割増 C2	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及び、その他の一般交通の用に供する場所 並びに自動車道以外の場所に限る。		
冬期割増 C3	冬期割増区間の運送距離に対する基本運賃×割増率		
	地 域	期 間	
	北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	
	青森県、秋田県、山形県、新潟県 長野県、富山県、石川県、福井県 鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち、北上市、久慈市 遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡 上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡 和賀郡 福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、 耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち、高山市、大野郡、 吉城郡、益田郡、郡上郡	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
深夜早朝割増 C4	運搬時間を「22 時～5 時」に指定する場合		3 割

(注) 誘導車、誘導員の費用は特大品割増を含む。

(4)・(5) [略]

2. ～4. [略]

[削る。]

重建設機械の運搬費

重建設機械の運搬費について、重建設機械分解組立運搬歩掛と貨物自動車による運搬方法の適用範囲とその内容を示されたい。

1. 重建設機械分解組立運搬歩掛において適用される建設機械は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛 16. 共通仮設費 ①重建設機械分解組立運搬 1. 適用範囲」に示すとおりである。
2. 上記適用建設機械未満（質量 20t 未満）の規格は共通仮設費の率に含まれており、分解費・組立費・運搬費及び、機械損料又は機械賃料を別途計上する必要はない。
また、重建設機械の分解・組立及び輸送の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20t～50t 吊）、ラフテレーンクレーン（油圧ジブ型 20～70t 吊）についても同様とする。
3. 建設機械の自走による運搬の中で、トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、共通仮設費の率の対象外のため、積上げによるものとする。
4. 上記重建設機械分解組立運搬の適用建設機械以上の規格又は、質量が 20 t 以上、且つ適用建設機械に示されていない機械については、分解・組立費用と運搬車両台数は見積りにより決定し、運搬費は土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準別紙「質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬」で計上する。

[削る。]

5. 特大品割増の使用車両の積載 t 数の区分は、建設機械を分解した後の単位質量で区分する。

		15t 以上	7 割
悪路割増 C2	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及び、その他の一般交通の用に供する場所 並びに自動車道以外の場所に限る。		
冬期割増 C3	冬期割増区間の運送距離に対する基本運賃×割増率		
	地 域	期 間	
	北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	
	青森県、秋田県、山形県、新潟県 長野県、富山県、石川県、福井県 鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち、北上市、久慈市 遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡 上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡 和賀郡 福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、 耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち、高山市、大野郡、 吉城郡、益田郡、郡上郡	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
深夜早朝割増 C4	運搬時間を「22 時～5 時」に指定する場合		3 割

(注) 誘導車、誘導員の費用は特大品割増を含む。

(4)・(5) [略]

2. ～4. [略]

5. 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80 t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 35 t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料は、積上げによるものとする。

重建設機械の運搬費

重建設機械の運搬費について、重建設機械分解組立運搬歩掛と貨物自動車による運搬方法の適用範囲とその内容を示されたい。

1. 重建設機械分解組立運搬歩掛において適用される建設機械は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛 16. 共通仮設費 ①重建設機械分解組立運搬 1. 適用範囲」に示すとおりである。
2. 上記適用建設機械未満（質量 20t 未満）の規格は共通仮設費の率に含まれており、分解費・組立費・運搬費及び、機械損料又は機械賃料を別途計上する必要はない。
また、重建設機械の分解・組立及び輸送の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20t～50t 吊）、ラフテレーンクレーン（油圧ジブ型 20～70t 吊）についても同様とする。
3. 建設機械の自走による運搬の中で、トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、共通仮設費の率の対象外のため、積上げによるものとする。
4. 上記重建設機械分解組立運搬の適用建設機械以上の規格又は、質量が 20 t 以上、且つ適用建設機械に示されていない機械については、分解・組立費用と運搬車両台数は見積りにより決定し、運搬費は土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準別紙「質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬」で計上する。

5. 車両割増の対象は、冷蔵車、コンクリートミキサー車、冷凍車による運搬を対象とする。

6. 特大品割増の対象は、1 個の長さが荷台の長さその長さを 1 割加えたもの、質量 1 トンまたは容積 5 立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが 3.8 メートル以上または長さが 12 メートル以上となるものである。また、使用車両の積載標記 t 数の区分は、建設機械を分解した後の単位質量で区分する。

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

1. 土 工

① 土量変化率

2. 土量変化率

「締固め後の土量」の変化率を使用する場合、転圧機械の種類、転圧回数等に関係なしに一定値を使用してよいか。

一般的な工事の締固めにおいては、標準歩掛等に示された各土質毎の変化率を使用する。
但し、締固め後の単位体積質量及び透水係数等が要求される場合においては、試験施工等を実施した上で、現場の実情に応じた変化率を使用できる。

土工に示された掘削作業等の歩掛において、計上すべき土量は、どの状態のものか示されたい。

各歩掛において計上すべき土の状態は、下表によるものとする。

歩掛名称	土量の表示	備 考
盛土・埋戻 (人力)	締固め後の土量 (出来形土量)	
不整地運搬	自然状態 (地山土量)	1時間当り作業量の算定式における土量換算係数(f)は、1を標準とする。
[削る.]	[削る.]	[削る.]
[削る.]	[削る.]	[削る.]

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

1. 土 工

① 土量変化率

2. 土量変化率

「締固め後の土量」の変化率を使用する場合、転圧機械の種類、転圧回数等に関係なしに一定値を使用してよいか。

一般的な工事の締固めにおいては、標準歩掛等に示された各土質毎の変化率を使用する。
但し、締固め後の単位体積質量及び透水係数等が要求される場合においては、試験施工等を実施した上で、現場の実情に応じた変化率を使用できる。

土工に示された掘削作業等の歩掛において、計上すべき土量は、どの状態のものか示されたい。

各歩掛において計上すべき土の状態は、下表によるものとする。

歩掛名称	土量の表示	備 考
盛土・埋戻 (人力)	締固め後の土量 (出来形土量)	
不整地運搬	自然状態 (地山土量)	1時間当り作業量の算定式における土量換算係数(f)は、1を標準とする。
<u>スクレーブドーザ掘削</u>	<u>自然状態 (地山土量)</u>	<u>1時間当り作業量の算定式における土量換算係数(f)は、1を標準とする。</u>
<u>被けん引式スクレーバ掘削</u>	<u>自然状態 (地山土量)</u>	<u>1時間当り作業量の算定式における土量換算係数(f)は、1を標準とする。</u>

15. 仮設工

⑰ 油圧圧入引抜工

5-2 圧入作業（継施工）

油圧式杭圧入引抜機による圧入作業において、継ぎ施工となる場合の継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費とは、溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費である。

なお、継ぎ施工費の計上については下記のとおりとする。

継ぎ施工費

鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
Ⅱ型	<u>6,290</u>
Ⅲ型	<u>6,640</u>
Ⅳ型	6,820
Ⅴ _L 型	<u>8,120</u>
Ⅵ _L 型	<u>8,380</u>
Ⅱ _w 型	7,470
Ⅲ _w 型	7,700
Ⅳ _w 型	8,230

15. 仮設工

⑰ 油圧圧入引抜工

5-2 圧入作業（継施工）

油圧式杭圧入引抜機による圧入作業において、継ぎ施工となる場合の継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費とは、溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費である。

なお、継ぎ施工費の計上については下記のとおりとする。

継ぎ施工費

鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
Ⅱ型	<u>6,180 円</u>
Ⅲ型	<u>6,500 円</u>
Ⅳ型	6,820 円
Ⅴ _L 型	<u>8,020 円</u>
Ⅵ _L 型	<u>8,290 円</u>
Ⅱ _w 型	7,470 円
Ⅲ _w 型	7,700 円
Ⅳ _w 型	8,230 円

20. その他

⑪ バイプロハンマエ（継施工）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については下記のとおりとする。

継ぎ施工費		
鋼矢板型式		継ぎ施工費（円／箇所）
鋼	Ⅱ型	6,290
	Ⅲ型	6,640
	Ⅳ型	6,820
	V _L 型	8,120
矢	Ⅱ _w 型	7,470
	Ⅲ _w 型	7,700
	Ⅳ _w 型	8,230
板	10H型（ハット）	12,300
	25H型（ハット）	13,100
H 形 鋼	H250	19,500
	H300	25,200
	H350	31,400
	H400	45,800

（注）継ぎ施工費に含まれる費用は次のとおりである。

鋼矢板継施工：溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費。

H形鋼継施工：補強板材料費、接続用ボルト・ナット材料費、
H形鋼孔明け加工費。

⑫ 油圧圧入引抜工（ハット形鋼矢板）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については下記のとおりとする。

継ぎ施工費		
鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）	
10H型（ハット）	12,300	
25H型（ハット）	13,100	

（注）継ぎ施工費に含まれる費用は次のとおりである。

鋼矢板継施工：溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費。

20. その他

⑪ バイプロハンマエ（継施工）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については下記のとおりとする。

継ぎ施工費		
鋼矢板型式		継ぎ施工費（円／箇所）
鋼	Ⅱ型	6,180
	Ⅲ型	6,500
	Ⅳ型	6,820
	V _L 型	8,020
矢	Ⅱ _w 型	7,470
	Ⅲ _w 型	7,700
	Ⅳ _w 型	8,230
板	10H型（ハット）	12,000
	25H型（ハット）	12,800
H 形 鋼	H250	17,500
	H300	22,900
	H350	28,400
	H400	41,200

（注）継ぎ施工費に含まれる費用は次のとおりである。

鋼矢板継施工：溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費。

H形鋼継施工：補強板材料費、接続用ボルト・ナット材料費、
H形鋼孔明け加工費。

⑫ 油圧圧入引抜工（ハット形鋼矢板）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については下記のとおりとする。

継ぎ施工費		
鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）	
10H型（ハット）	12,000	
25H型（ハット）	12,800	

（注）継ぎ施工費に含まれる費用は次のとおりである。

鋼矢板継施工：溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費。

V. 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項

交替制作業補正

交替制作業の補正の考え方等、どのように行うか示して欲しい。

交替制作業に使用される機械は、通常の作業状態に比べて1日の運転時間（機械的機能時間）が長くなりこれに伴って物理的損耗の度合や維持修理費が増大することから補正を行うこととしたものである。

(1) 交替制作業の補正式

① 運転日単位の機械

$$\text{運転1日当り損料額} = \frac{\text{運転1日当り損料(9欄)} \times \text{補正係数} + \text{供用日当り損料(11欄)}}{\text{運転日数率}(\alpha)}$$

$$\text{運転日数率}(\alpha) = \frac{\text{運転日数(4欄)}}{\text{供用日数(5欄)}}$$

② 供用日単位の機械

$$\text{供用日当り損料額} = \text{供用日当り損料(11欄)} \times \text{補正係数}$$

(2) 交代制補正の補正係数

機械損料が運転日単位（9欄が日表示の機械）又は供用日単位（11欄のみで表示されている機械）で定められている機械を、二交替制作業又は三交替制作業若しくはこれらに準ずる作業（1日の通常の使用時間を超えて長時間使用する作業）に使用するときは、下記により補正してもよい。

① 運転日単位の機械

	T ≤ 12	12 < T ≤ 18	18 < T ≤ 24
運転1日当り損料(9欄)	補正無し	50%増	100%増

(注) 補正は、運転日当り（損料表(9)欄）損料のみ行う。

② 供用日単位の機械

	T ≤ 12	12 < T ≤ 18	18 < T ≤ 24
供用1日当り損料(11欄)	補正無し	25%増	50%増

ただし、T：1日の就労時間

(3) 補正対象外

通常の使用状態が交替制作業と同一の使用状態にある場合は補正しないこととしている。また、交替制作業であっても消耗の度合、あるいは、維持修理費が変化しないものについては補正の必要はない。

具体的には、次の機械器具は補正しないものとする。

分類	機械名
04 クレーンその他荷役機械	クローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・タワー型）、タワークレーン（中間タワー）、ジブクレーン（走行装置）、 <u>工事用リフト（二本構リフト〔中間ガイドレール〕）</u> 、工事用エレベータ（中間ポスト、扉）
05 基礎工事用機器	クローラ式サンドパイル打機（砂面計、施工管理計）、ニューマチックケーソン <u>施工</u> 機器、地下連続壁施工機（スラッシュタンク、トレミー管）
06 せん孔機械及トンネル工事用機械	ドリルジャンボ、グラブホッパ、シールド <u>マシン</u> 用機器、レッグハンマ、ドリフタ、NATM <u>用</u> 機器、濁水処理設備、ズリ鋼車、油圧転倒装置
10 舗装用機械	舗装用スチールフォーム [削る。]
12 空気圧縮機及び送風機	<u>遠心ファン</u> 、 <u>軸流ファン</u>
15 電気機器	変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備
17 試験測定機器	全機種

V. 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項

交替制作業補正

交替制作業の補正の考え方等、どのように行うか示して欲しい。

交替制作業に使用される機械は、通常の作業状態に比べて1日の運転時間（機械的機能時間）が長くなりこれに伴って物理的損耗の度合や維持修理費が増大することから補正を行うこととしたものである。

(2) 交替制作業の補正式

③ 運転日単位の機械

$$\text{運転1日当り損料額} = \frac{\text{運転1日当り損料(9欄)} \times \text{補正係数} + \text{供用日当り損料(11欄)}}{\text{運転日数率}(\alpha)}$$

$$\text{運転日数率}(\alpha) = \frac{\text{運転日数(4欄)}}{\text{供用日数(5欄)}}$$

④ 供用日単位の機械

$$\text{供用日当り損料額} = \text{供用日当り損料(11欄)} \times \text{補正係数}$$

(2) 交代制補正の補正係数

機械損料が運転日単位（9欄が日表示の機械）又は供用日単位（11欄のみで表示されている機械）で定められている機械を、二交替制作業又は三交替制作業若しくはこれらに準ずる作業（1日の通常の使用時間を超えて長時間使用する作業）に使用するときは、下記により補正してもよい。

① 運転日単位の機械

	T ≤ 12	12 < T ≤ 20	20 < T ≤ 24
運転1日当り損料(9欄)	補正無し	50%増	100%増

(注) 補正は、運転日当り（損料表(9)欄）損料のみ行う。

② 供用日単位の機械

	T ≤ 12	12 < T ≤ 20	20 < T ≤ 24
供用1日当り損料(11欄)	補正無し	25%増	50%増

ただし、T：1日の就労時間

(3) 補正対象外

通常の使用状態が交替制作業と同一の使用状態にある場合は補正しないこととしている。また、交替制作業であっても消耗の度合、あるいは、維持修理費が変化しないものについては補正の必要はない。

具体的には、次の機械器具は補正しないものとする。

分類	機械名
04 クレーンその他荷役機械	タワークレーン（中間タワー、 <u>走行装置</u> ）、ジブクレーン（走行装置）、 <u>二本構リフト（ガイドレール）</u> 、 <u>一本構リフト（中間ガイドレール）</u> 、工事用エレベータ（中間ポスト、扉）、 <u>門型クレーン</u> 、 <u>簡易ケーブルクレーン</u>
05 基礎工事用機器	クローラ式サンドパイル打機（砂面計、施工管理計）、ニューマチックケーソン機器、地下連続壁施工機（スラッシュタンク、トレミー管）
06 せん孔機械及トンネル工事用機械	<u>やぐら</u> 、ドリルジャンボ、 <u>ワゴンダンプ</u> 、グラブホッパ、ズリ鋼車、油圧転倒装置、シールド <u>工事用</u> 機器、 <u>トンネル用スライディングフォーム</u> 、レッグハンマ、ドリフタ、NATM機器、濁水処理設備
10 舗装用機械	舗装用スチールフォーム
11 道路維持用機械	<u>標識装置</u>
12 空気圧縮機及び送風機	<u>ファン</u>
15 電気機器	変圧器、高圧気中開閉器、 <u>高圧しゃ断機</u> 、キュービクル式高圧受変電設備
17 試験測定機器	全機種

18	鋼橋・P C 橋架設用 仮設備機器	ウインチ、電気溶接機を除く全機種
20	その他の機器	<u>やぐら装置</u> 、コンクリートバケット、モンケン、 <u>レール設備</u> （軌条、分岐線）、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート
31	付属作業船	押航土運船を除く全機種
32	作業船付属品	全機種

（機械損料の積算）

損料算定表に記載のない機械はどのように算定したらよいか。

次表を参考に算定されたい。

18	鋼橋・P C 橋架設用 仮設備機器	ウインチ、 <u>発動発電機</u> 、電気溶接機 <u>及び空気圧縮機</u> を除く全機種
20	その他の機器	コンクリートバケット、モンケン、 <u>スチールボール</u> 、軌条、分岐線、ターンテーブル、水槽、 <u>ウエイト</u> 、工事用信号機、 <u>応急組立橋</u> 、フロート、 <u>ムカデコンベヤ</u>
31	付属作業船	押航土運船を除く全機種
32	作業船付属品	全機種

（機械損料の積算）

損料算定表に記載のない機械はどのように算定したらよいか。

次表を参考に算定されたい。

残 存 率	運転1時間当たり		供用1日当たり		参 考				摘 要
	(8) 損料率	(9) 損 料	(10) 損料率	(11) 損 料	運転1時間当たり換算値		供用1日当たり換算値		
					(12) 損料率	(13) 損 料	(14) 損料率	(15) 損 料	
(%)	($\times 10^{-6}$)	(円)	($\times 10^{-6}$)	(円)	($\times 10^{-6}$)	(円)	($\times 10^{-6}$)	(円)	
11	139	1,740	969	12,100	478	5,980	1,366	17,100	掘削高(m) 掘削幅(m) 2.8~4.2 3.7~4.7 ビットの損耗費は、別途とする。 { 径125mm直管、曲管、中間ホース、先端ホース(いずれもビートルックジョイント含む。)含む。 { エンジンを含み、ビット、コネクタ、アダプタは含まない。 { ノズル、高圧ホース、エンジンを含む
7	219	8,670	1,016	40,200	439	17,400	2,032	80,500	
9	1,759	11	4,777	29	3,314	20	10,179	61	
7 (日)	1,189	(日) 2,590	708	1,540	(日) 2,321	(日) 5,060	1,451	3,160	
7 (日)	1,189	(日) 3,420	708	2,040	(日) 2,321	(日) 6,680	1,451	4,180	
7 (日)	1,189	(日) 4,240	708	2,530	(日) 2,321	(日) 8,290	1,451	5,180	
7 (日)	3,329	(日) 1,150	2,144	740	(日) 6,086	(日) 2,100	4,733	1,630	
7 (日)	3,329	(日) 1,860	2,144	1,200	(日) 6,086	(日) 3,410	4,733	2,650	
7 (日)	1,417	(日) 4,850	815	2,790	(日) 2,529	(日) 8,650	1,855	6,340	
7 (日)	1,417	(日) <u>9,760</u>	815	<u>5,620</u>	(日) 2,529	(日) <u>17,400</u>	1,855	<u>12,800</u>	
7 (日)	1,417	(日) <u>26,100</u>	815	<u>15,000</u>	(日) 2,529	(日) <u>46,500</u>	1,855	<u>34,100</u>	
7 (日)	1,417	(日) <u>32,300</u>	815	<u>18,600</u>	(日) 2,529	(日) <u>57,700</u>	1,855	<u>42,300</u>	

(つづく)

残 存 率	運転1時間当たり		供用1日当たり		参 考				摘 要
	(8) 損料率	(9) 損 料	(10) 損料率	(11) 損 料	運転1時間当たり換算値		供用1日当たり換算値		
					(12) 損料率	(13) 損 料	(14) 損料率	(15) 損 料	
(%)	($\times 10^{-6}$)	(円)	($\times 10^{-6}$)	(円)	($\times 10^{-6}$)	(円)	($\times 10^{-6}$)	(円)	
11	139	1,740	969	12,100	478	5,980	1,366	17,100	掘削高(m) 掘削幅(m) 2.8~4.2 3.7~4.7 ビットの損耗費は、別途とする。 { 径125mm直管、曲管、中間ホース、先端ホース(いずれもビートルックジョイント含む。)含む。 { エンジンを含み、ビット、コネクタ、アダプタは含まない。 { ノズル、高圧ホース、エンジンを含む
7	219	8,670	1,016	40,200	439	17,400	2,032	80,500	
9	1,759	11	4,777	29	3,314	20	10,179	61	
7 (日)	1,189	(日) 2,590	708	1,540	(日) 2,321	(日) 5,060	1,451	3,160	
7 (日)	1,189	(日) 3,420	708	2,040	(日) 2,321	(日) 6,680	1,451	4,180	
7 (日)	1,189	(日) 4,240	708	2,530	(日) 2,321	(日) 8,290	1,451	5,180	
7 (日)	3,329	(日) 1,150	2,144	740	(日) 6,086	(日) 2,100	4,733	1,630	
7 (日)	3,329	(日) 1,860	2,144	1,200	(日) 6,086	(日) 3,410	4,733	2,650	
7 (日)	1,417	(日) 4,850	815	2,790	(日) 2,529	(日) 8,650	1,855	6,340	
7 (日)	1,417	(日) <u>9,030</u>	815	<u>5,190</u>	(日) 2,529	(日) <u>16,100</u>	1,855	<u>11,800</u>	
7 (日)	1,417	(日) <u>23,500</u>	815	<u>13,500</u>	(日) 2,529	(日) <u>42,000</u>	1,855	<u>30,800</u>	
7 (日)	1,417	(日) <u>29,800</u>	815	<u>17,100</u>	(日) 2,529	(日) <u>53,100</u>	1,855	<u>39,000</u>	

(つづく)

損料算定表（一般機械）

分類 コード	規 格			(1) 基礎 価格 (千円)	(2) 標準 使用 年数 (年)	年 間 標 準			(6) 維持 修理 費率 (%)	(7) 年間 管理 費率 (%)											
	諸 元	機関 出力 kW	機械 質量 (t)			(3) 運 転 時 間 (時間)	(4) 運 転 日 数 (日)	(5) 供 用 日 数 (日)													
【前植生処理用機械】 ブッシュカッター [ロータリー式]	作業幅2.4m級	—	3.2	13,600	6.0	—	40	75	50	6											
											【けん引式】	作業幅1.5m級	—	1.1	4,520	6.0	—	40	75	50	6
【施肥播種用機械】 ブロードキャスター [けん引式]	容量1,000ℓ	—	0.4	680	9.0	—	25	80	100	5											
【土層改良用機械】 除礫用機械 [自走式]	各種	—	—	—	5.0	340	50	100	10	7											
											【けん引式】	各種	—	—	—	5.0	340	50	100	10	7

損料算定表（一般機械）

分類 コード	規 格			(1) 基礎 価格 (千円)	(2) 標準 使用 年数 (年)	年 間 標 準			(6) 維持 修理 費率 (%)	(7) 年間 管理 費率 (%)											
	諸 元	機関 出力 kW	機械 質量 (t)			(3) 運 転 時 間 (時間)	(4) 運 転 日 数 (日)	(5) 供 用 日 数 (日)													
【前植生処理用機械】 ブッシュカッター [ロータリー式]	作業幅2.4m級	—	3.2	13,600	6.0	—	40	75	50	6											
											【けん引式】	作業幅1.5m級	—	1.1	4,520	6.0	—	40	75	50	6
【施肥播種用機械】 ブロードキャスター [けん引式]	容量1,000ℓ	—	0.4	680	9.0	—	25	90	100	5											
【土層改良用機械】 除礫用機械 [自走式]	各種	—	—	—	5.0	340	50	100	10	7											
											【けん引式】	各種	—	—	—	5.0	340	50	100	10	7

残 存 率 (%)	運転1時間当たり		供用1日当たり		参 考				摘 要
	(8)	(9)	(10)	(11)	運転1時間当たり換算値		供用1日当たり換算値		
	損料率 ($\times 10^{-6}$)	損 料 (円)	損料率 ($\times 10^{-6}$)	損 料 (円)	(12) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(13) 損 料 (円)	(14) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(15) 損 料 (円)	
									(つづき)
10	(日) 3,958	(日) 53,800	1,800	24,500	(日) 7,333	(日) 99,700	3,911	53,200	ベース機械（ホイールローダ1.5～1.7m ³ ）は含まず。 維持修理に刃板の費用を含む。
10	(日) 3,958	(日) 17,900	1,800	8,140	(日) 7,333	(日) 33,100	3,911	17,700	
10	(日) 3,958	(日) 21,100	1,800	9,590	(日) 7,333	(日) 39,100	3,911	20,800	
10	(日) 6,444	(日) 4,380	<u>1,250</u>	<u>850</u>	(日) 10,444	(日) 7,100	<u>3,264</u>	<u>2,220</u>	
10	324	—	1,600	—	794	—	2,700	—	
10	324	—	1,600	—	794	—	2,700	—	

残 存 率 (%)	運転1時間当たり		供用1日当たり		参 考				摘 要
	(8)	(9)	(10)	(11)	運転1時間当たり換算値		供用1日当たり換算値		
	損料率 ($\times 10^{-6}$)	損 料 (円)	損料率 ($\times 10^{-6}$)	損 料 (円)	(12) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(13) 損 料 (円)	(14) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(15) 損 料 (円)	
									(つづき)
10	(日) 3,958	(日) 53,800	1,800	24,500	(日) 7,333	(日) 99,700	3,911	53,200	ベース機械（ホイールローダ1.5～1.7m ³ ）は含まず。 維持修理に刃板の費用を含む。
10	(日) 3,958	(日) 17,900	1,800	8,140	(日) 7,333	(日) 33,100	3,911	17,700	
10	(日) 3,958	(日) 21,100	1,800	9,590	(日) 7,333	(日) 39,100	3,911	20,800	
10	(日) 6,444	(日) 4,380	<u>1,111</u>	<u>755</u>	(日) 10,444	(日) 7,100	<u>2,901</u>	<u>1,970</u>	
10	324	—	1,600	—	794	—	2,700	—	
10	324	—	1,600	—	794	—	2,700	—	

VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用事項

1 現場当り修理費及び損耗費

鋼矢板、H形鋼及び覆工板の1現場当り修理費及び損耗費を示されたい。

鋼矢板、H形鋼及び覆工板の1現場当り修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：鋼矢板、H形鋼及び覆工板の1現場当り修理費及び損耗費（円/t）

※覆工板は単位を（円/m²）に読み替える。

a：係数

b：市場価格

鋼矢板、H形鋼及び覆工板の1現場当り修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

名称	補助工法	係数 (a)	市場価格 (b)
鋼矢板	本矢板	無	3.60
		有	2.60
	軽量鋼矢板	無	2.75
		有	1.98
H形鋼	杭工	無	2.37

VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用事項

[新設]

		有	1.73	
	山留主部材	二	1.09	鋼製山留材 整備費
	覆工板	二	1.22	覆工板 整備費

- 備考 1. 修理費及び損耗費は、整備費、修理費（特別ケレン・穴埋め・曲がり直し等）、切断による短尺補償及び打込による破損を含む。
2. 修理費及び損耗費は、土質、打込又は引抜き等の作業条件を十分考慮して適用を決定する。
3. 補助工法とは、ウォータージェット又はアースオーガ併用工法、硬質地盤専用工法及びプレボーリング工法等をいう。

山留副部材の賃料を示されたい。

副部材の賃料（1現場当り修理費及び損耗費を含む。）は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：副部材の賃料（円/t）

a：係数

b：市場価格

副部材の賃料（1現場当り修理費及び損耗費を含む。）算定のための係数及び市場価格

名称		係数 (a)	市場価格 (b)	
副部材 (A)	基礎価格	1.21	鋼製山留材 部品 不足分弁償金 (新品)	
	供用1日当 り賃料 (日)	90日以内	1.48	鋼製山留材 部品 賃料
		180日以内		
		360日以内		
		720日以内	1.47	
1080日以内				
1現場当り修理費及び損耗費		1.13	鋼製山留材 部品 整備費	
副部材 (B)	1現場当り修理費及び損耗費	1.01	鋼製山留材 部品 不足分弁償金 (新品)	

- 備考 1. 副部材 (A) に係る賃料計上限度額（1現場当り修理費及び損耗費を含む。）は、基礎価格の90%とする。
2. 副部材に係る賃料（1現場当り修理費及び損耗費を含む。）の補正は、土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準（平成13年3月22日付け12農振第1683号）に準じる。

スクラップ

仮設用の鋼矢板・H形鋼を切断又は撤去しない場合の取り扱いはどうするのか。

スクラップ

仮設用の鋼矢板・H形鋼を切断又は撤去しない場合の取り扱いはどうするのか。

建設用仮設材(賃料)を切断又は撤去しない場合の料金は次式により行うものとする。ただし、次式により難しい場合は別途考慮するものとする。

標準長さ及びスクラップ長さ

品名	規格	標準長	スクラップ長
鋼矢板 〔本矢板〕		(m)	(m)
	2型	4以上～8以下	4未満
	3型	6～ <u>12</u>	5
	4型	<u>9</u> ～ <u>16</u>	8
	5L型	<u>10</u> ～ <u>18</u>	9
H形鋼 〔杭用〕	H200型	4～8	4
	H250型	6～12	4
	H300型	<u>6</u> ～ <u>12</u>	5
	H350型	<u>7</u> ～ <u>15</u>	6
	H400型	<u>7</u> ～ <u>16</u>	6
	H594型	<u>8</u> ～ <u>12</u>	7

1. ～5. [略]

建設用仮設材(賃料)を切断又は撤去しない場合の料金は次式により行うものとする。ただし、次式により難しい場合は別途考慮するものとする。

標準長さ及びスクラップ長さ

品名	規格	標準長	スクラップ長
鋼矢板 〔本矢板〕		(m)	(m)
	2型	4以上～8以下	4未満
	3型	6～ <u>15</u>	5
	4型	<u>13</u> ～ <u>20</u>	8
	5L型	<u>15</u> ～ <u>22</u>	9
H形鋼 〔杭用〕	H200型	4～8	4
	H250型	6～12	4
	H300型	<u>8</u> ～ <u>16</u>	5
	H350型	<u>10</u> ～ <u>18</u>	6
	H400型	<u>10</u> ～ <u>18</u>	6
	H594型	<u>7</u> ～ <u>9</u>	7

1. ～5. [略]